



鳥取県公報

令和3年12月21日(火)
第9361号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (655) (東部農林事務所) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (656) (西部総合事務所県民福祉局) 2
	港湾区域内の物件の撤去 (657) (西部総合事務所米子県土整備局) 2
	採石法による採取計画の認可の公表 (658) (西部総合事務所日野振興センター) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (659) (会計指導課) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (39) 3

告 示

鳥取県告示第655号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月21日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市気高町日光字東濱屋敷廻り1006の3、1006の4
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第656号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ウェルフェアサポート	米子市西福原四丁目10-3	福祉の里	米子市西福原四丁目10-3	就労継続支援A型	令和3年12月16日

鳥取県告示第657号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に違反して許可なく港湾区域内に放置している物件の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第56条の4第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 次の表に掲げる物件の所有者又は賃貸借その他により当該物件を使用する権原を有する者は、令和4年1月4日までに当該物件を米子港の港湾区域内から撤去すること。

物件	所 在 地（次の図に示すとおりとする。）
小屋3棟	米子市灘町一丁目地内

- 2 1の物件を期限内に撤去しない場合は、港湾管理者である鳥取県西部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により撤去をしなかった者

の負担とする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部空港港湾課及び鳥取県西部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第658号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月21日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 栃 本 義 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社ケイナ ン 代表取締役 山根 弘	島根県仁多郡 奥出雲町横田 1536	日野郡日野町高 尾字シャジキ302 - 1 他 3 2 筆 (175,808平方 メートル)	結 晶 片 岩 (450,261立方 メートル)	令和3年12月26日 から令和8年12月 25日まで	令和3年12月6日

鳥取県告示第659号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和3年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
地域総合整備資金に係る償還金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県商工労働部企業支援課
課長補佐 高橋 和也
- 3 委任期間
令和3年12月21日から令和4年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

令和3年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年12月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和3年12月23日(木) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
(1) 倉吉市議会議員一般選挙に係る審査の申立てに関する審理について
(2) その他